| | |
|---|---|
| しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書<br>［二・ホ　略］<br>［二～四　略］ | 金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書<br>［二・ホ　同上］<br>［二～四　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

（施行期日）

1　この命令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下この項及び次項において「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。ただし、第三条第八号の改正規定は、改正法附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（同年五月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下この項において「新規則」という。）第七条の規定の適用については、この命令の施行の際現に交付されている国民年金手帳（改正法第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により、同令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなされる間は、新規則第七条第一号ハに掲げる書類とみなす。

**○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号**

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （事業再編促進円滑化業務実施方針）<br>**第三十二条**　法第三十六条第一項の事業再編促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。<br>一～四　［略］ | （事業再編促進円滑化業務実施方針）<br>**第三十二条**　法第三十八条第一項の事業再編促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。<br>一～四　［略］ |